

## 次世代自動車購入に対する補助制度（事業者）

地球温暖化防止の一環として、次世代自動車の普及による温室効果ガスの削減を積極的に支援するため、次世代自動車の新車購入に要する経費に対し、一定の条件を満たす事業者に予算の範囲内で先着順に受付しますが、予算額を超えた時は受付できません。（令和3年4月1日以後に新車登録されたもの）

### 1. 補助対象次世代自動車

燃料電池自動車（FCV）・電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド車（PHV）

※ 超小型電気自動車は対象になりません。

### 2. 補助対象者

- ① 次世代自動車を自らの事業に使用する目的で新車購入したこと
- ② 町内に本社又は事業所等を有すること
- ③ 次世代自動車の自動車検査証に使用の本拠として幸田町が記載されていること
- ④ 町税を滞納していないこと
- ⑤ 次世代自動車購入に対する交付台数は、1事業者につき当該年度2台を限度とする。  
※ レンタル・リースは対象になりません。

### 3. 補助金の額

- ① 燃料電池自動車（FCV）  
車両本体価格（税抜）の10%（千円未満切捨て）、上限15万円
- ② 電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド車（PHV）  
車両本体価格（税抜）の10%（千円未満切捨て）、上限5万円

### 4. 申請手続き

○新車登録日から2か月以内\*又は、令和4年3月31日（木）のいずれか早い日までに必要書類を添付し申請して下さい。

※原則、2か月後の同日。ただし、同日に応答する日がない場合は末日。

（例えば、新車登録日が12月31日の場合、申請期限は翌年2月末日）

・申請は、郵送ではなく、直接環境課までお持ちください。

・期限を過ぎてからの申請は受付いたしません。

《必要書類》

- ① 幸田町次世代自動車購入費補助金交付申請兼実績報告書  
(様式第1号)
- ② 次世代自動車の自動車検査証の写し
- ③ 販売店が発行した次世代自動車の車両本体価格のわかるもの
- ④ 事業所証明書(申請日前1か月以内に発行されたもの)
- ⑤ 納税証明書(税の滞納がないことを証明するものに限る。)
- ⑥ 幸田町次世代自動車購入費補助金交付請求書(様式第4号)  
※請求書は、提出日を記入しないで下さい。
- ⑦ 債権者登録兼口座振替依頼書

注) 令和3年度から請求書以外の押印が不要になったことに伴い、請求書以外の様式が新しくなっています。新しい様式で申請をお願いします。

交付申請

(新車登録日から2か月以内又は3月31日のいずれか早い日までに)



交付の決定

書類審査を行い、補助金交付の可否の決定を通知します。



補助金請求

⑥の請求書をもとに指定の口座に振り込みます。(概ね1ヶ月程かかります。)

【お問い合わせ先】

幸田町役場 環境課 環境保全グループ TEL0564-62-1111(内線 272)

